

平成 27 事業年度
後期高齢者医療特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

平 成 27 事 業 年 度
事 業 報 告 書

平成 27 事業年度後期高齢者医療制度関係業務 事業報告書

1. 後期高齢者医療制度関係業務の概要

(1) 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより、次の業務を行うこと。

ア 保険者から支援金等を徴収すること。

イ 広域連合に対し交付金を交付すること。

ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	平成 27 事業年度	平成 26 事業年度末
職員定数	22 名	22 名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
平成 20 年 4 月	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）

(5) 後期高齢者医療制度関係業務を行う根拠となる法律

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

(1) 役員の定数

本特別会計による理事1名

(2) 役員の氏名、役職、任期及び経歴（平成28年3月31日現在）

氏 名	役 職	任 期	経 歴
阪本勇三	理事	平成27年9月10日～ 平成28年9月9日	元社会保険診療報酬支払基金審議役

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 平成27事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 支援金等の徴収

平成27事業年度における支援金等の予定額は

後 期 高 齢 者 支 援 金	5,879,986,995 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	384,274 千円
計	5,880,371,269 千円

であって、これに対する支援金徴収決定額は

後 期 高 齢 者 支 援 金	5,882,112,003 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	383,840 千円
計	5,882,495,843 千円

であった。

この支援金等徴収決定額に対し収入済額は

後 期 高 齢 者 支 援 金	5,385,897,331 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	352,721 千円
計	5,386,250,052 千円

であって、差し引き

後 期 高 齢 者 支 援 金	496,214,672 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	31,119 千円
計	496,245,791 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

平成 27 事業年度に繰り越された平成 26 事業年度の収入未済額

後 期 高 齢 者 支 援 金	452,395,109 千円
後期高齢者関係事務費拋出金	30,429 千円
計	452,425,538 千円

については、年度内に全額が収入となった。

(イ) 交付金の交付

平成 27 事業年度における交付金の予定額は

6,198,877,317 千円

であって、これに対し、交付金の交付決定額は、

5,902,134,553 千円

であった。

この概算交付決定額に対し支出済額は

5,409,559,719 千円

であって、差し引き

492,574,834 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

平成 27 事業年度に繰り越された平成 26 事業年度の支払未済額

411,591,272 千円

については、年度内に全額を支出した。

平成 27 事業年度において交付決定した平成 26 年度分等に係る交付金の確定額は、

5,599,170,132 千円

であって、平成 26 事業年度において交付決定した平成 26 年度分に係る概算交付金の決定額は、

5,670,144,435 千円

であった。この精算にあたっては次のとおり返還請求を行った。

交付金の返還請求決定額は、

70,976,920 千円

であった。

この交付金の返還請求決定額については、年度内に全額が収入となった。

また、交付金の追加交付決定額は、

2,617 千円

であった。

この交付金の追加交付決定額については、年度内に全額を支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 27 事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事業費勘定	7,002,176,638 千円
事務費勘定	640,394 千円
計	7,002,817,032 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	6,535,508,294 千円
事務費勘定	654,407 千円
計	6,536,162,701 千円

であって、差し引き

事業費勘定については	466,668,343 千円
------------	----------------

減少し、

事務費勘定については	14,013 千円
------------	-----------

増加した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支				出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)			
	千円	千円	千円		千円	千円	千円			
後期高齢者交付金	6,160,446,141	5,821,150,991	△ 339,295,149	前年度からの繰越金	593,540,992	625,493,575	31,952,583			
事務費勘定へ繰入	384,274	383,840	△ 433	後 期 高 齢 者 支 援 金 収 入	5,874,341,143	5,838,292,440	△ 36,048,702			
借 入 金 利 息	1	—	△ 1	後 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 拠 出 金 収 入	384,624	383,150	△ 1,473			
後期高齢者支援金 精 算 返 還 金	96,000	—	△ 96,000	借 入 金	520,000,000	—	△ 520,000,000			
予 備 費	841,250,222	—	△ 841,250,222	雑 収 入	109,879	362,209	252,330			
翌年度への繰越金	—	713,973,463	713,973,463	後期高齢者交付金 精 算 返 還 金	13,800,000	70,976,920	57,176,920			
合 計	7,002,176,638	6,535,508,294	△ 466,668,343	合 計	7,002,176,638	6,535,508,294	△ 466,668,343			

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支				出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)			
	千円	千円	千円		千円	千円	千円			
事 務 取 扱 費	399,566	376,083	△ 23,482	前年度からの繰越金	243,027	258,627	15,600			
役職員諸給与	240,233	237,777	△ 2,455	事業費勘定からの受入	384,274	383,840	△ 433			
管 理 諸 費	159,333	138,305	△ 21,027	そ の 他 の 収 入	12,620	11,861	△ 758			
そ の 他 の 支 出	3,850	5,852	2,002	雑 収 入	473	78	△ 394			
翌年度への繰越金	236,978	272,472	35,494							
合 計	640,394	654,407	14,013	合 計	640,394	654,407	14,013			

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

平成24事業年度から平成26事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

支援金等

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
支 援 金	24	5,493,015,035	5,494,134,386	5,065,193,518	428,940,868
	25	5,758,663,719	5,761,816,776	5,272,441,291	489,375,485
	26	5,810,867,869	5,811,758,435	5,359,363,326	452,395,109
事務費拠出金	24	412,816	412,681	381,817	30,864
	25	465,783	465,686	427,474	38,212
	26	408,481	408,375	377,946	30,429

各年度の収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

交付金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支払未済額
交 付 金	24	5,528,593,341	5,371,929,472	4,941,896,705	430,032,767
	25	5,832,529,380	5,574,122,789	5,107,224,296	466,898,493
	26	6,030,312,417	5,670,543,227	5,258,951,955	411,591,272

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 24 事業年度から平成 26 事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B－A)
24	支 出	6,030,791,349	5,596,935,303	△ 433,856,045
	収 入	6,030,791,349	5,596,935,303	△ 433,856,045
25	支 出	6,430,810,284	5,971,045,089	△ 459,765,194
	収 入	6,430,810,284	5,971,045,089	△ 459,765,194
26	支 出	6,772,398,627	6,352,073,601	△ 420,325,025
	収 入	6,772,398,627	6,352,073,601	△ 420,325,025

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B－A)
24	支 出	584,468	580,325	△ 4,142
	収 入	584,468	580,325	△ 4,142
25	支 出	650,433	647,539	△ 2,893
	収 入	650,433	647,539	△ 2,893
26	支 出	613,296	692,737	79,441
	収 入	613,296	692,737	79,441

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

4. 後期高齢者医療制度関係業務の一部の委託を受け、又は後期高齢者医療制度関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要

該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

後期高齢者医療制度関係業務の重要性にかんがみ、今後の医療制度改革の動向等を踏まえつつ、今後においても関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

平成 27 事業年度 決算報告書

1. 平成 27 事業年度後期高齢者医療特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 平成 27 事業年度後期高齢者医療特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

平成 27 事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 6,271,659,456 千円

であって

支出決定済額は 5,902,518,393 千円

であった。

したがって、収入が支出を 369,141,063 千円

超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 369,141,063 千円

であって、高齢者の医療の確保に関する法律第 146 条第 1 項の規定により、

369,141,063 千円

を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

2. 事務費勘定

平成 27 事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 447,733 千円

であって

支出決定済額は 402,425 千円

であった。

したがって、収入が支出を 45,308 千円

超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として高齢者の医療の確保に関する法律第 144 条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第 139 条第 1 項各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

平成 27 事業年度後期高齢者医療特別会計
事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額 千円	収入決定済額 千円	収入予算額と収入 決定済額との差額 千円	備考
(款) 後期高齢者支援金収入		5,880,371,269	5,882,495,843	2,124,574	
(項) 後期高齢者支援金収入		5,879,986,995	5,882,112,003	2,125,008	
(項) 後期高齢者関係 後事務費拠出金収入		384,274	383,840	△ 433	
(款) 受 入 金		317,886,322	317,824,484	△ 61,837	
(項) 受 入 金		317,886,322	317,824,484	△ 61,837	
(款) 借 入 金		520,000,000	—	△ 520,000,000	
(項) 借 入 金		520,000,000	—	△ 520,000,000	
(款) 雑 収 入		13,909,879	71,339,129	57,429,250	
(項) 雑 収 入		109,879	362,209	252,330	
(項) 後期高齢者交付金精算返還金		13,800,000	70,976,920	57,176,920	
合 計		6,732,167,470	6,271,659,456	△ 460,508,013	

[支 出 の 部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度の繰越額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(款) 後期高齢者交付金	6,198,877,317	—	—	—	6,198,877,317	5,902,134,553	—	296,742,763	
(項) 後期高齢者交付金	6,198,877,317	—	—	—	6,198,877,317	5,902,134,553	—	296,742,763	
(款) 事務費勘定へ繰入	384,274	—	—	—	384,274	383,840	—	433	
(項) 事務費勘定へ繰入	384,274	—	—	—	384,274	383,840	—	433	
(款) 借入金償還金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 借入金利息	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 諸 支 出 金	96,000	—	—	—	96,000	—	—	96,000	
(項) 後期高齢者支援金精算返還金	96,000	—	—	—	96,000	—	—	96,000	
(款) 予 備 費	532,809,878	—	—	—	532,809,878	—	—	532,809,878	
(項) 予 備 費	532,809,878	—	—	—	532,809,878	—	—	532,809,878	
合 計	6,732,167,470	—	—	—	6,732,167,470	5,902,518,393	—	829,649,076	

平成 27 事業年度後期高齢者医療特別会計
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
		千円	千円	千円	
(款)	事業費勘定からの受入	384,274	383,840	△ 433	
(項)	事業費勘定からの受入	384,274	383,840	△ 433	
(款)	受入金	53,567	53,566	0	
(項)	受入金	53,567	53,566	0	
(款)	雑収入	473	10,327	9,854	
(項)	雑収入	473	10,327	9,854	
合	計	438,314	447,733	9,419	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	千円 428,521	千円 —	千円 —	千円 —	千円 428,521	千円 402,425	千円 —	千円 26,095	
(項) 役員諸給与	240,671	—	—	—	240,671	237,859	—	2,811	
(項) 退職給付引当預金への繰入	18,511	—	—	—	18,511	18,236	—	274	
(項) 管理諸費	169,339	—	—	—	169,339	146,328	—	23,010	
(款) 予備費	9,793	—	—	—	9,793	—	—	9,793	
(項) 予備費	9,793	—	—	—	9,793	—	—	9,793	
合 計	438,314	—	—	—	438,314	402,425	—	35,888	

2. 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度 関係業務に係る財務及び会計に関する省令 (平成 20 年厚生労働省令第 16 号) 第 14 条第 2 項の規定による予算総則に規定した事項に 係る予算の実施結果

平成 27 事業年度後期高齢者医療特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第 2 条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第 3 条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第 4 条の規定による借入金の限度額は 520,000,000 千円であって、これに対する借入額（本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 147 条第 3 項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額）は、なかった。